

○スポーツ基本法（抜粋）

（平成二十三年六月二十四日）

（法律第七十八号）

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

〇習志野市スポーツ推進審議会条例

昭和47年6月30日

条例第30号

改正 平成23年12月26日条例第22号

(題名改称)

(設置)

第1条 本市に、スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、習志野市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平23条例22・一部改正)

(任務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、教育委員会の諮問に応じて、スポーツ推進に関する次の事項について調査審議し、かつ、これらの事項に関して教育委員会に意見を述べるものとする。

- (1) スポーツの推進に関する計画の策定に関すること。
- (2) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツ団体の育成に関すること。
- (6) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (7) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツ推進に関すること。

(平23条例22・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、10名以内の委員をもつて組織する。

(委員)

第4条 委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から、教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 2 3 条例 2 2 ・ 一部改正)

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときはその職務を代理する。

(平 2 3 条例 2 2 ・ 一部改正)

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、スポーツ推進担当課において処理する。

(平 2 3 条例 2 2 ・ 一部改正)

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和 4 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 3 年 1 2 月 2 6 日条例第 2 2 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に任命されている習志野市スポーツ振興審議会の委員は、その任期が終了するまでの間、改正後の習志野市スポーツ推進審議会条例第 4 条第 1 項の規定により委嘱された習志野市スポーツ推進審議会の委員とみなす。